

# 公益財団法人 日本郵趣協会

## 入会のご案内



切手の世界へ  
ようこそ!

# (公財)日本郵趣協会では郵便切手文化を広めるため、さまざまな活動を行っています。

## 2つの大きな切手展——展覧会事業

日本郵趣協会では毎年、2つの大きな展覧会イベントを東京・浅草で開催しています。春には世界切手まつり(STAMP-SHOW)、秋には日本最大規模の競争展(全国切手展)を開いています。すべてが会員により運営され、多くのボランティアスタッフの方にも積極的にご参加いただいている。展覧会イベントには、国内外から数多くの切手ブースが出店します。



## 展示即売会等の開催——流通促進事業

文化的、歴史的資料として貴重な郵便切手類を、散逸・劣化させることなく次世代に継承していくため、展示即売会等を開催して郵便切手類の再活用を支援しています。



## 魅力あるカタログ・書籍の刊行——出版事業

切手を楽しむ月刊誌「郵趣」をはじめ、「郵趣ウィークリー」「郵趣研究」などの定期刊行物、「さくら日本切手カタログ」「テーマ別日本切手カタログ」、その他さまざまな専門書籍を刊行しています。



## 「手紙を書こう!プロジェクト」とは?

### ——社会貢献・地域支援事業

#### 手紙ワークショップ

イベント限定の記念小型印(消印)などを楽しんでもらう手紙ワークショップでは、イラスト入りスタンプを各種ご用意しています。

#### Otegamiフリマ

手紙を書くことの楽しさ、郵便切手の魅力を再発見してもらうことをコンセプトにしたフリーマーケット形式のイベントを開催しています。



ピンクポスト、お寿司ポストなど  
楽しいデコレーションポストが登場!

#### お手紙コーナーをご用意!



ご利用方法についての詳細  
はこちらをご覧ください。  
**手紙を書こう**

## 今から切手収集をはじめたい!という方へ

### ——普及啓発事業

『切手』に興味はあるけれど、どのように収集を始めたらいよいのだろうと迷われている方もいるかと思います。そんな時は切手ワークショップに一度、ご参加ください。当協会の専門スタッフが、“はじめの一歩”からお教えします!



公式YouTubeで  
動画配信

## 学術調査研究事業

郵便切手や郵便制度などに関する研究を行い、文化シンポジウム、研究発表会、カンファレンスを開催しています。



## 国際文化交流事業

自国の歴史・文化を伝える「小さな外交官」とも形容される郵便切手を通して、世界各国との国際文化交流を図っています。

## 顕彰事業

郵便切手および郵便制度などに関して、普及・学術研究に功績があつた功労者を顕彰し、授賞式を行っています。

## 公益事業資金の造成

多くの方々にお気軽にご支援いただけるように、様々な形でのサポートをご案内させていただいている。当財団へのご寄附は、税制上の優遇措置が適用されます。

## 公益財団法人日本郵趣協会のご案内

1946年の設立以来70余年、郵便切手文化の普及と発展のために、さまざまな展覧会イベントやオークションの開催、出版物の刊行などを行っている内閣府認定の公益財団法人です。事務局は東京・目白の「切手の博物館」にあります。



名 称：公益財団法人日本郵趣協会

目 的：日本及び世界各国の郵便切手類の歴史及び郵便制度の研究を通して、郵便切手文化の向上発展に資するとともに未来に継承していく、心豊かな潤いのある社会創造に寄与します。

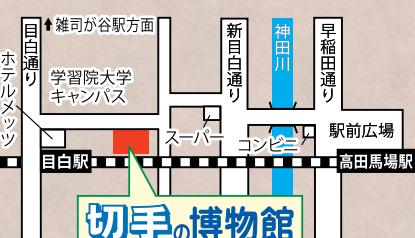
事業内容：郵趣に関する普及啓発、展覧会、学術調査研究等を通して文化振興に寄与する事業

所在地：〒171-0031 東京都豊島区目白  
1-4-23 切手の博物館 4階

T E L : 03-5951-3311(代表)

F A X : 03-5951-3315

Eメール : info@yushu.or.jp



## 切手の博物館

### 【アクセス】

JR山手線目白駅より徒歩3分

JR山手線・東京メトロ東西線・

西武新宿線各高田馬場駅より徒歩7分

\*障がいの方は専用駐車場がございます

## ホームページからご入会受付中!

日本及び世界の新切手情報、各地で開催されている展覧会イベントなど、最新情報をご案内しています。また、検索サイト「日本切手カタログ」、「私の切手アルバム」などのコンテンツもお楽しみいただけます。ホームページからもご入会のお申込みができますので、ぜひご利用ください。



スマートフォンから  
もアクセスできます



日本郵趣協会

最新情報  
配信中!

2024092000

# ご希望に合わせて、会員の種別をお選びいただけます。

## 普通会員



年会費：8,400円（入会金：1,000円）

満16歳以上であれば、どなたでもご入会いただけます。

## 正会員



年会費：15,000円（入会金：1,000円）

※新入会の方は入会月により異なります。お気軽にお問合せください。  
当協会の活動を財政面でご支援いただける方はこちら。

## 維持会員(個人/法人)



年会費：28,000円（入会金：1,000円）

※新入会の方は入会月により異なります。お気軽にお問合せください。  
当協会の活動を財政面でよりご支援いただける方はこちら。

## WEB会員

年会費：3,600円（入会金：1,000円）

どなたでもご入会いただけます。

※どの会員を選ばれても、会費のお支払いは年1回です。

### 維持会員

### 正会員

普通会員の方には、  
切手を楽しむ雑誌「郵趣」を  
毎月お届けします。

日本及び世界各国から発行される  
新切手情報やニュース、全国各地  
のイベントスケジュール、収集に役立つ  
新刊書籍やカタログのご案内、  
全国各地の切手店の情報など、最新の  
情報が満載の月刊誌です。



さらに、入会された方  
全員\*に、プレゼントを  
ご用意！



### 月刊誌「郵趣」 バックナンバーの ご案内



月刊誌「郵趣」のバックナンバーの  
お求めは、当協会(TEL: 03-5951-3311)  
にご注文ください。1冊915円(誌代  
+ゆうメール送料)でお届けします。  
ご注文は、本入会案内の振替用紙を  
ご利用の上、ご希望の月号(6ヶ月前  
まで購入可)を明記して、最寄りの郵  
便局よりご送金ください。



「郵趣」のバックナンバーの  
内容はこちらのQRコード  
からご確認いただけます→

[http://yushu.or.jp/yushu\\_stamp/](http://yushu.or.jp/yushu_stamp/)

### WEB会員の特典

維持会員には上記の特典に加えて、  
さらに次の特典があります。

#### ★「郵趣ウイークリー」

(紙版またはWEB版)のお届け(毎週)

郵趣ウイークリーWEB版の見本→



ご入会のお申込みはこちら

➡ 郵趣WEB

スマートフォン  
からもアクセス  
できます→

お問合せ、ご質問などは  
こちらへ

公益財団法人  
日本郵趣協会

TEL

03-5951-3311

10時～18時受付  
日・月曜・祝日定休

## ご入会方法

(WEB会員へご入会希望の方は、協会ホームページからお手続きください)

① 右のA.「日本郵趣協会入会申込書」と B.「預金口座振替依頼書-自動払込利用申込書」にご記入いただき、入会案内(本体)より切り離して、のりつけ部分を貼り合わせてポストにご投函ください。(切手は不要です。)

- A. … 赤い枠線内にご入会者様の情報をご記入ください。  
B. … 次年度以降のご継続は口座振替をお願いしております。  
ご希望の口座情報をご記入になり、お届け印をご捺印ください。

② ご希望の会員種別のお手続きをおとりください。

- ◆普通会員(年会費：8,400円+入会金1,000円)、ジュニア会員(年会費：2,400円)へご入会希望の方……右の振替用紙をご利用になりご送金のお手続きをお願いします。  
◆維持会員(年会費：28,000円+入会金1,000円)、正会員(年会費：15,000円+入会金1,000円)へご入会希望の方……初年度は、ご入会月により年会費が異なります。お手数ですが、初年度年会費の詳細につきましては、当協会事務局まで別途お問合せください。

③ 「入会申込書」が当協会へ到着し、会費のご入金が確認できましたらご入会手続き完了です。正式なご入会となり、当協会より「会員証」とご入会プレゼントを郵送にてお届けいたします。月刊誌「郵趣」は、毎月末のお届けとなります。(郵便事情などによりご到着日が前後する場合がございます)

公益財団法人日本郵趣協会 会員規程

- (1)名誉会員 会費免除  
(2)終身維持会員 一括30万円以上(申込み時点において満70歳以上の場合は一括20万円以上)  
(3)維持会員 年額28,000円(入会金1,000円)  
(4)正会員 年額15,000円(入会金1,000円)  
(5)普通会員 年額8,400円(入会金1,000円)  
(6)WEB会員 年額3,600円(入会金1,000円)  
(7)ジュニア会員 年額2,400円(入会金不要)  
2 会費は前納とし、納入の方法は別に定める。前納された会費は原則として返還しない。  
(会費等の使途) 第13条 会費及び入会金は、毎事業年度における合計額の50%以上を公益目的事業に使用する。  
(会員の特典) 第14条 会員の特典は、別に定める。  
(会員の資格喪失) 第15条 会員が次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。(1)会費を継続して3ヵ月以上納入しなかつたとき (2)当該会員が死亡したとき  
(退会) 第16条 会員は所定の届出によって、任意に退会することができる。  
2 前項の場合、既納の会費及び入会金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。  
(除名) 第17条 会員が次のいずれかに該当する場合は、理事会の決議を経て、除名ができる。この場合、当該会員に対し、事前に弁明の機会を与えなければならない。(1)法令、定款及び本規程その他当協会の規程に違反したとき (2)当協会の名誉を傷つけ、又は当協会の目的に反する行為があつたとき  
(改正) 第18条 この規程の改正は、理事会の決議により行うものとする。

会費は税制上の優遇措置が受けられます (WEB会員・ジュニア会員を除きます)

当協会の会費は、特定公益増進法人として税制の優遇措置がとられています。会費受領の手続きが完了しますと、「寄附金受領証明書」と「税額控除に係る証明書(写し)」を交付いたします。税制の優遇措置を受けるためには、確定申告が必要です。詳しくは、当協会ホームページをご案内しています。※ 東京都にお住まいの方は、個人住民税の寄附金税額控除も併せて申告できます。※ 会員に関する税制の優遇措置 <http://yushu.or.jp/info/member/>